

社会福祉法人こぶしの会

役員等報酬規程

【目的】

第1条 規定は、定款第8条、定款21条に基づく評議員、役員¹の報酬の基準及び旅費を定めるものである。

【目的】

第2条 この規定において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

【報酬】

* 評議員会及び役員会に出席の評議員、役員に対して、一回につき 10,315 円を報酬として支払うものとする。

* 評議員及び役員が、評議員会、役員会の出席以外で法人の業務にあたる場合は、1 時間当たり、3,094 円を報酬として支払うものとする。

* 評議員、役員への報酬支払の際には、法定所得税(3.063%)を預かるものとする。

【交通費】

* 評議員会、役員会出席の評議員、役員には、旅費として評議員会、役員会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

【支給の方法】

* 通貨による報酬で、支給方法は、銀行振り込みとする。

* 委員会の開催が就業時間内の場合は、施設の職員には支給しない。

附則 * 本規定は、2017 年 6 月 21 日

平成 29 年第一回定時評議員会開催日より施行する。

* 本規定は、2019 年 6 月 17 日

令和元年定時評議員会開催日より施行する。

社会福祉法人こぶしの会定款

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員¹の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して評議員会において別定める総額の範囲内で、評議員会において別定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。